

注文書約定書

1. 注文書約定書（「本約定書」）は、この注文書（「注文書」）の一部を構成し、注文書に示された取引に適用されるものである。売主は、受領してから2営業日以内に、発注者（「買主」）に対し承諾するか拒否するかを返答しなければならない。上記期間内に売主の返答がない場合、注文書に同意したものとみなす。両当事者の権限を有する代表者の書面による確認なく注文書を変更、修正又は終了することはできない。ただし、売主が承諾する前に、又は7日前に売主に通知することで、買主は全部又は一部を修正、撤回又は取消しすることができる。
2. 全てのインボイスは、送付完了後180日以内に、買主の検討のために買主に提供されなければならない。上記期間の後に提出されたインボイスの支払いは、売主により放棄されたものとみなされる。買主は争いのあるいかなる支払も保留し、また債務の履行期限が到来しているか否か、注文書に関連するか否かを問わず、売主又は売主の関係会社の買主又は買主の関係会社に対する債務を売主のインボイスから相殺することができる。売主は、注文書に記載された代金は、類似の量で同一又は類似の製品について他の顧客へ申し出た代金よりも高くないようにすることに同意する。
3. 期限は注文書における重要な点である。当事者がどのような引渡条件に同意したかに関わらず、売主は全ての運送書類の輸出者及び輸入者であり、全ての関連する関税、税金及び政府手数料について義務を負う。売主が期限通りに引渡しできなかった場合、買主は売主に対して、引渡が完了するまで、1日当たり注文書の価格の0.3%の割合の違約金を課すことができる。また、買主は、その単独の裁量により、売主に対して、売主の費用負担で高い料金でより迅速な輸送手段を用いるよう要求すること、注文書の全て又は一部をいかなる責任も負うことなく直ちに取り消すこと、又は売主のみの費用負担で、第三者より同一の製品若しくは同等の代替品を入手することができる。誤解が生じるのを避けるために付記すると、買主はなお本約定書又は法律による、あらゆる補償又は救済も受けることができる。
4. 買主は製品を受領した後、製品に対して受入検査を実施することができるが義務ではない。いかなる製品も、欠陥又は不適合が見つかった場合、売主は自己の費用負担で、買主の選択により、新品で欠陥のない製品に交換し、又は買主に全額返金しなければならない。買主は、受領した製品が買主のサンプリング基準及び受入可能な品質水準に合格しなかった場合、注文した全ての製品を返却することができる。上記の受入検査は、売主の本約定書におけるいかなる保証義務も軽減するものではない。
5. 売主は製品について以下のことを表明し、保証する。(a)全て完全に新品であり、かつ設計、材料及び技量において欠陥がないこと。(b)仕様に厳密に適合すること。(c)注文書に別段の規定がある場合を除き、買主が物理的に受領した時点、及び買主の受入検査を合格した時点の遅い方から3年間、製品に故障又はいかなるエラーもないこと。(d) 商品として適した品質を有し、またそれらの意図された目的又は一般的な用法に適していること。(e)製品はいかなる担保及び負担もない状態であり、かつ売主は有効かつ販売可能な権利を有すること。(f)適用される全ての連邦、州及び地域の法令、規則並びに安全に関する要求に適合すること。並びに(g)安全であり、いかなる危険物も含まず、また人又は財産を害し、又は損害を与えないこと。製品が上記保証に合致しない場合、買主の単独の裁量に従い、売主は、以下のことをしなければならない（なお、これは買主の法律上又は衡平法上の救済方法を制

限するものではない)。 (a) 売主のみの費用負担で、不適合製品を交換又は修繕する。 (b) 買主の、製品を返却し買主の決定から3日以内に全額返金するという要求を承諾する。上記に関わらず、買主は全ての不適合を是正するために必要となりうる措置を講じることを選択することができ、この場合、それに関連する全ての費用及び支出は売主が負担しなければならない。売主の保証は、検査、受入れ及び支払後も存続し、また、明示的、法定又は黙示的かを問わずあらゆる売主の保証に追加されるものである。

6. 買主は、売主により買主のためにカスタマイズされた範囲内で、製品の設計、ノウハウ及びその他あらゆる知的財産に関する所有権を有する。売主は、売主が所有し、又は支配するあらゆる知的財産について、非独占、全額払込済みの、サブライセンス可能な、永久及び全世界で、製品又は製品に類似する品物を製造、製造の完了、使用、販売、販売の申込み、輸入及び輸出をすることのライセンスを買主が与えられることに同意する。売主は、製品が第三者のいかなる知的財産権も侵害していないことを保証する。売主は、(a) 売主の製品又はサービス、又は (b) 製品の製造に使用される工法若しくはプロセスに関して、特許・実用新案・意匠、商標、著作権、営業秘密又は意匠又はその他の工業所有権及び/又は知的財産所有権に対する、実際の又は主張された、侵害に関する請求から生じた、全ての請求、訴訟、法的措置、損害、費用、支出及び責任（弁護士費用を含むがこれに限らない）から及びそれらに対して、買主、買主の関係会社、及びその役員、取締役、従業員、代理人、販売代理店及び顧客を防御し、補償し、かつ損害が及ばないようにすることに同意する。上記に関わらず、売主は自己のリスクと費用で、(a) 侵害することのないよう製品を修正し、それと同時に製品が仕様書及び買主の要求に従うよう維持し、及び/又は(b)いかなる制限もなく製品を使用及び活用し続けるためのライセンスを売主のみの費用で買主のために取得しなければならない。
7. 売主は、直接若しくは間接を問わず買主から受領した全ての情報、又は注文書の履行過程において知ったあらゆる買主の情報について、厳密に秘密を保持することに同意する。売主は、買主の書面による事前同意なく、かかる秘密情報をいかなる第三者にも開示してはならない。買主の情報が伝えられることにより、明示又は黙示によるいかなる知的財産権に関するライセンスも付与されない。全ての買主の情報は、保証なしで、“現状のまま”提供される。売主は、この守秘義務に違反した場合、回復不能な損害が生じる可能性があることを理解し、かつ買主は注文書に基づき差し止めによる救済を受けることができ、同時に管轄裁判所によるさらなる救済を受けられることに同意する。
8. 売主は、いかなる原因又は性質かに関わらず、以下の理由による全ての損失、費用、支出、損害、責任及びペナルティ（弁護士費用を含むがこれに限らない）から及びそれらに対して、買主、買主の関係会社、及びその役員、取締役、従業員、代理人、販売代理店及び顧客を防御、補償し、かつ損害が及ばないようにすることに同意する。(a) 売主による、本約定書におけるその保証、条項又は義務に対するあらゆる違反。(b) 売主又はその従業員若しくは供給業者による、製品又はサービスの提供におけるあらゆる行為又は不作為。(c) 注文書に基づく製品の供給又はサービスの提供に係る製造、交付、ライセンス、使用又は販売が原因で生じた、特許・実用新案・意匠、商標、著作権又はその他独占的所有権についての、あらゆる実際の又は主張された違反又は寄与侵害。
9. 売主は、売主の義務の履行に際して、売主及び売主の関係会社及びその取締役、役員、従業員、承継人、供給業者、販売代理店、代理人が以下に従うよう確保しなければならない。(a) 全ての適用

法令。これには技術データの輸出及び輸入、関税、独占禁止、贈賄禁止、マネー・ロンダリング、環境保護、雇用、労働者及び機会均等、職場環境、健康及び安全、紛争鉱物及び全てのライセンス、許可及び承認の要件に関する法令を含むがこれらに限らない。及び、(b)買主の供給業者行動規範（随時改訂されるものを含む。次のサイトにて入手することができる。<https://www.deltaww.com/en-US/Investors/Governance>） 売主は買主に対して本条におけるいかなる違反についても補償しなければならない。また、本条への違反があり14日以内に是正されなかった場合、買主は注文書を終了し又は取り消すことができる。

10. 買主は、注文書へ違反したために売主が被ったいかなる間接的、偶発的、派生的又は特別の損害についても、かかる損害が不法行為又は契約違反又はその他を原因として主張されたものであるかに関わらず、たとえ買主がかかる損害の可能性を知らせていたとしても、責任を負わない。上記の除外される損害には、のれんの損失、逸失利益、ビジネスの中断又はその他の経済的損失を含むがこれらに限らない。更に、いかなる場合も、買主は、注文書の総額を上回る損害額に対して責任を負うことはない。
11. 売主が(a)注文書のいずれかの保証、条項、条件又は誓約に対する重大な違反があった場合、(b)支払不能となった場合、(c)債権者の利益のための譲渡があった場合、(d)その事業の全部若しくは実質的な一部を、契約、裁判所の命令若しくはその他により、第三者へ移転した場合、(e)その所有又は経営に実質的変更があった場合、又は(f)倒産若しくは会社更生に関する申立てを提出し若しくはそれらが提出された場合、買主は一切の責任を負うことなく、いつでも売主に対して書面で終了を通知することで、直ちに注文書を取消し又は終了することができる。上記に関わらず、買主は、売主に30日前に書面で通知することで、注文書の全部又は一部をいつでも理由なく取消し又は終了することができる。その場合、買主の唯一の債務は、通知日より前に売主より引き渡された未払いの製品となる。両当事者は、性質により終了後も引き続き有効であることが意図されている条項は、終了の原因に関わらず引き続き有効となることに同意する。
12. 売主は、買主の書面による事前同意なく、注文書に基づく売主の義務の全部又は一部を、法の適用又はその他の方法により、譲渡又は委託してはならない。買主の書面による事前同意なく試みられたいかなる譲渡も、無効となるものとする。本約定書における1つ以上の条項が何らかの点で無効、違法又は法的強制力がない場合、当該条項は許容される最大範囲内で執行されるものとする。本約定書における残りの条項の有効性、合法性及び執行可能性は、いかなる方法によっても、それにより影響され又は損なわれることはない。買主が注文書に基づく何らかの権利、権限若しくは特権を行使しなかった若しくはその行使が遅延した場合でも、それにより権利放棄を構成することはない。又は買主が何らかの権利、権限若しくは特権を一つのみ若しくは一部を行使した場合でも、それらの権利の更なる行使若しくはその他の権利、権限若しくは特権の行使が妨げられることはない。いずれの当事者も、合理的な支配を越えた事由（天災、非軍事又は軍事機関の行為、火災、流行病、洪水、地震、暴動、戦争、サボタージュ及び政府の行為を含むがこれらに限らない）により生じた、注文書に基づく履行の不履行又は遅延について責任を負わない。売主の履行が連続30日を超えて遅延し又は妨げられた場合、買主は、一切責任を負うことなく注文書を一時中断し、又は取り消す選択権を有するものとする。本約定書に基づく注文書の違反に対する救済手段は累積的なものであり、また、法律又は衡平法上利用可能なあらゆる救済手段を含むものとする。



13. 注文書は買主の国家の法律に準拠し、かかる法律に基づいて解釈されるものとする。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されないものとする。注文書に関連するいかなる紛争も、適用法による別段の強行規定がある場合を除き、買主に対し対人管轄権を有する裁判所に限って提訴されなければならない。